

# 1 県北地域におけるランピースキン病防疫対応

県北家畜保健衛生所

酒井 芳子・樽田 嘉洋

ランピースキン病(LSD)は全身性の皮膚結節の形成を特徴とする牛のウイルス感染症で、主に吸血昆虫による機械的伝播や感染した牛の移動により感染が拡大する。令和6年11月から12月にかけて、福岡県及び熊本県において国内で初めて本病が確認されたことを受け、県内へのウイルス侵入防止のため農家及び関係機関と連携した対策に取り組んだので、その概要を報告する。

## 1 取組内容

### (1) 情報発信及び注意喚起

11月6日の初発以降、発生状況及びウイルス侵入防止対策の徹底について、農家、家畜人工授精師、獣医師及び関係機関に対して注意喚起を行った。まず、所属ホームページに情報をアップし、随時更新を行うとともに、ショートメッセージサービス(SMS)、電子メール及び郵送にて周知を行った。その際、SMSによる注意喚起は、農家からも、迅速かつ確実に内容を確認できると好評であった。さらに、農場立入時にはリーフレットを用いて丁寧に口頭説明を行うことで、更なる理解の促進を図った。

また、毎月の家畜市場開催に合わせて注意喚起リーフレットを掲示し、持ち帰り用リーフレットも設置することで、SMSに不慣れな高齢の飼養者へも周知を徹底した。さらに、家畜保健衛生所及び地域普及課の公用車に殺虫スプレーを常備し、県機関が率先して手本を示すことで、車両を介した伝播防止対策の周知に努めた。さらに、獣医師向け勉強会や畜産部会総会でも繰り返し注意喚起を行うことで、畜産関係者が一丸となった取組となるよう努めた。

### (2) 疑い事例発生時に備えた体制整備

疑い事例発生時に備え、福岡県の情報参考に採材資材を整備するとともに、初発時の検体搬送に備え、新幹線による検体搬送手順書及び必要資材の整備を行い、地域普及課へ協力を依頼することで迅速な搬送体制を整備した。

### (3) と畜場における受入れ体制構築

管内と畜場へは従来から福岡県の発生地域から牛が搬入されており、令和6年12月から無症状同居牛の搬入が、また翌年1月からはワクチン接種牛や陰性確認済発症牛の受入れを開始することが想定されていた。

しかし、それらの牛を受入れるにあたっては、表-1に示すいくつかの問題点が想定された。

表-1 と畜場における受入れ体制構築

○事前に想定された問題点

#### 真症牛及び疑症牛

- ・LSDの皮膚病変が消失するには2か月から長いもので2年かかる場合もある  
⇒抗原検査により陰性が確認された個体であっても皮膚病変が残っている個体がいる可能性あり

#### 同居牛、その他

- ・臨床症状がないことの搬入前の事前確認が徹底されない可能性
- ・ワクチンの副反応でも皮膚の結節が見られることあり  
⇒疑い事例との判別が困難

➡ 混乱を防止し、適切に対応するにはルールづくりが必要!

まず、真症牛及び疑症牛については、LSDの皮膚病変の消失には時間がかかるという特性から、抗原検査により陰性が確認された個体であっても皮膚病変が残っている可能性が考えられた。

また、同居牛やその他の牛については、臨床症状がないことの搬入前の事前確認が徹底されない可能性があること、また、ワクチンの副反応でも皮膚病変が見られることがあり、疑い事

例との判別が困難であることが考えられた。

以上のことから、受入れ時の混乱を防止し、適切に対応するためにはルールづくりが必要と考へ、本格的な受入れが開始される前に、と畜場関係者による協議の場を設けることとした。

### 1) 協議内容

協議は、令和6年12月11日に開催し、佐世保市食肉衛生検査所及び佐世保食肉センター株式会社(と畜場)の参加をお願いした。協議にあたっては、関係機関でLSDについて共通認識をもつこと、受入れ時の注意点や今後の対応方針について協議し、受入れ時の混乱を未然に防止すること、県内へのウイルス侵入を防止することを目的として協議を進めた。

協議にあたり、家保から表-2に示す内容について説明を行った。特に、発生地域からの受入れに際しては、搬入前の臨床症状の確認徹底や、抗原検査証明書あるいはワクチン接種証明書の確実な提示が必須であることについて丁寧な説明を行った。

表-2 家保からの説明内容

- (1) 本病の発生状況、防疫対応方針、特性等について
- (2) 発生農場において、と畜場出荷の際に必要な検査
- (3) 発生地域からの受入れに関する注意点
  - ・搬入前の臨床症状の確認徹底
  - ・陰性確認後の皮膚病変残存の可能性  
⇒混乱防止のため、抗原検査証明書による陰性状況の確認が必須
  - ・ワクチンの副反応による皮膚病変の可能性  
⇒混乱防止のため、ワクチン接種証明書の確実な提示が必須

### 2) 協議後の対応方針

まず、基本方針としてLSDを疑う症例が認められた場合は、持ち帰り指導することを決定した。そのうえで、皮膚病変がある個体が搬入された際に疑うべき個体かどうかを正しく判断するために、と畜申請時には、農場の所在地や発生農場か否かの連絡を徹底してもらうこと、また、搬入時には、各種証明書の提出を徹底してもらうことを決定した。さらに、これらを徹底してもらうには、関係者に対して事前の周知が必要と判断されたことから、当該地域からの生産者及び畜産関係者に対して、食肉センターが

ら事前に文書通知を行うこととした。(表-3)

表-3 協議後の対応方針

#### ●基本方針

LSDを疑う症状が認められた場合は持ち帰りを指導する

と畜申請時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の所在地を連絡</li> <li>・発生地域及び発生地域由来の場合 ⇒発生農場か否かを連絡</li> </ul>
搬入時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>真症牛・疑症牛：抗原検査証明書</li> <li>同居牛：ワクチン接種をした場合はワクチン接種証明書</li> </ul> </li> <li>・非発生農場の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種をした場合はワクチン接種証明書</li> </ul> </li> </ul>

当該地域からの生産者及び畜産関係者に対し、食肉センターから事前に文書通知(令和6年12月24日)

### 3) LSD関連牛搬入状況

表-4に、令和6年11月から令和7年3月にかけての福岡県からの搬入状況を示す。搬入頭数96頭のうち発生農場由来牛が29頭、うち抗原検査済が5頭搬入され、ワクチン接種済の個体は45頭であった。

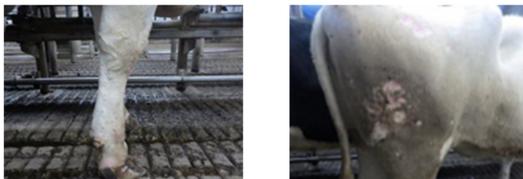
表-4 LSD関連牛搬入状況(1)

受入月	搬入頭数	内訳		
		発生農場由来 (うち抗原検査済)	その他	ワクチン接種済
R6.11月	6	1(0)	5	0
R6.12月	12	2(0)	10	0
R7.1月	28	11(2)	17	11
R7.2月	27	8(2)	19	21
R7.3月	23	7(1)	16	13
合計	96	29(5)	67	45

佐世保市食肉衛生検査所からデータ提供

さらに、食肉衛生検査所によると、抗原検査陰性確認牛の多くは、写真-1のように搬入時に皮膚病原が残存しており、ワクチン接種牛の一部では、ワクチンの副反応による皮膚病変が確認されたとのことであり、関係機関による事前の認識共有や対応方針決定の重要性が再認識された。

- ・抗原検査陰性確認牛の多くは、搬入時に皮膚病変が残存  
(大腿部や四肢に結節や挫創)
- ・ワクチン接種牛の一部では、ワクチンの副反応による皮膚病変を確認  
(肩部・腹部・乳房・四肢に結節や挫創)



(佐世保市食肉衛生検査所から写真提供)

事前の認識共有・  
対応方針決定の重要性を再認識

写真-1 LSD関連牛搬入状況(2)

#### (4) ワクチン接種牛導入にかかる対応

最後に、ワクチン接種牛導入にかかるウイルス侵入防止対策に取り組んだ。令和7年2月以降、福岡県から管内肥育農場へワクチン接種牛の導入が開始された。導入元農場は発生農場から20km圏内に位置し、当該農場と県内の導入先農場は、いずれも県外同一系列の農場であった。また、導入計画は本社の導入担当者が行うため、連絡調整は当該担当者を通して行うかたちをとった。

まず、導入担当者からの導入予定の連絡を受け、導入担当者及び農場の両方に対して、導入前後の臨床確認の徹底及び導入後の隔離徹底を指導し、確実な隔離環境の準備をお願いした。また、導入時には、家保が現地にて臨床確認及び隔離環境の確認を実施し、併せて、リーフレットを用いてワクチンの特性、隔離観察の重要性、伝播防止対策等について説明を行った。(写真-2)

- ・令和7年2月以降、福岡県から管内肥育農場へワクチン接種牛の導入開始
  - ✓導入元農場は発生農場から20km圏内、肥育素牛
  - ✓導入先と導入元は県外同一系列の農場
- ・本社の導入担当者及び各農場に対して導入前後の臨床確認の徹底及び導入後の隔離徹底を指導
- ・導入時に家保による臨床確認及び隔離環境の確認を実施



導入日	農場名	頭数
R7.2.15	A農場	17頭
	B農場	10頭
R7.3.26	B農場	1頭
	C農場	3頭
R7.4.24	C農場	12頭

※A～C農場は同一系列農場

写真-2 ワクチン接種牛導入にかかる対応

## 2 まとめ

今回、情報発信及び注意喚起を行うにあたっては、SMSやリーフレット等により繰り返し周知を行い、また、県機関が公用車に殺虫スプレーを常備し、車両を介した伝播防止対策の手本を示すことで危機意識や衛生対策意識の向上を図った。また、疑い事例発生時に備え、検体搬送手順書を作成し地域普及課と連携することで、迅速な検体搬送体制を構築した。また、と畜場における発生地域からの受入れに関し、関係機関で対応方針を決定し関係者への事前周知を徹底したことで、受入れ時の混乱を未然に防止することができた。さらに、ワクチン接種牛の導入に際しては、導入前後の臨床症状の確認徹底や導入時の隔離徹底を指導することで、防疫対策の強化を図ることができた。

## 3 今後の課題

本病については、今現在、発生が沈静化していることもあり、今後、県内における危機意識の低下が危惧される。しかし一方で、ウイルスを媒介する吸血昆虫の活動活発化に伴い再発リスクが上昇することは明らかなため、繰り返し注意喚起を行うことで、関係者ひとりひとりの危機意識の低下を防ぎ、継続性のある対策に繋げることが重要である。今後も農家から食肉処理を含めた関係者が一致団結して対策に取り組むことで本病の発生防止に努めたい。